

Q 1

一人ひとりの子どもを大切にする学級をつくりたい。

この問いには、明確な「解答」があるわけではありませんが、実践のヒントになる事柄をまとめてみました。学級担任はもちろん、すべての教職員にとって、子どもと向き合うときの参考になることが書かれています。

A1 一人ひとりの子どもを、背景も含めて理解するようにしましょう。

子どもたちについて知らなければならないことは、たくさんあります。基本的な情報として把握できる事実(住所や生年月日等)だけではありません。子どもたちと日々向き合う中で、表情の変化、思いや願い、友だち関係、生活背景、家庭環境などをしっかりとらえ、一人ひとりを支援するという立場から指導しましょう。もちろん家庭訪問や懇談会などで、保護者から子どもたちのことや思いや願いを聞くことも大切です。

※ 子どもや保護者から知り得た情報の取扱いなどについては、守秘義務(地方公務員法第34条)があります。個人情報保護の観点から十分な注意が必要です(CHECK①、Q27 参照)。

A2 3つの観点で集団づくりを進めましょう。

1つめは、子どものよさを見る観点です。一人ひとりのよさを見つけて伸ばすことを大切にした学級づくりが基本です。

2つめは、一人ひとりの子どもの変化を見る観点です。元気をなくしている子どもや、表情が曇っている子どもはいないでしょうか。子どもたちが発するさまざまなサインを見逃さないようにしましょう。

3つめは、子どもどうしのつながりを見る観点です。誰と誰がつながっているでしょう。何によってつながっているのでしょうか。友だちとのつながりが切れている子どもはいませんか。何を理由に切れているのでしょうか。

この3つの観点を大切にして、集団づくりを進めましょう。

A3 どのような学級をつくりたいか、ビジョンを持ちましょう。

子どもたちの実態を踏まえ、どのような子どもに育てたいのか、めざす子ども像を明確にし、そのためにどのような学級をつくるのかというビジョンをもつことが大切です。そのビジョンに基づいて、学級経営を進めていきましょう。また、学級懇談会などで保護者とビジョンを共有することも大切です。

〈ポイント〉

生活背景、家庭環境などを知っていなくては、子どものことを十分理解できない場合があります。例えば、元気がない表情をしている子どもがいたとき、どう判断したらよいでしょう。体調がよくないのかもしれませんが。家でしかられたのかもしれませんが。あるいは、家の人とけんかをしてきたのかもしれませんが。

現象として見える事柄だけで一面的に判断することがないようにしましょう。生活ノートや作文などで子どもの思いや願いをつかむことなども、子どもを理解するための有効な方法の一つです。

★CHECK①★

「地方公務員法」第 34 条

- 1 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

★CHECK②★

「令和7年度 初任者・新規採用者研修の手引 2025-26」(大阪府教育委員会 令和7[2025]年3月)

https://www.osaka-c.ed.jp/category/training/r07/syonin_tebiki.html

初任者・新規採用者研修の手引をウェブアップしています。Ⅱ-【6】-8、9には、一人ひとりの子どもを大切にしたい学級経営のヒントとなることが詳しく記載されています。

★CHECK③★

①『『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために』(大阪府教育委員会 平成 25[2013]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/tomonimanabi/index.html>

②「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために 支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」

(大阪府教育委員会 平成 28[2016]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/35647/ikkannsitasienn.pdf>

上記のリーフレットと冊子には、障がいのある子どもとない子どもがともに学びともに育つ学級・学校づくりの参考になる考え方や事例が豊富に記載されています。また、多様な子どもたちに接する教職員にとって大切な考え方等も記載されています。

③「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 明日からの支援に向けて」

(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 平成 24[2012]年8月)

文部科学省委託事業「高等学校における発達障害支援モデル事業」におけるモデル校の取り組み成果をもとに、高等学校の教職員が、日常の教育活動におけるさまざまな場面において、発達障がいのある生徒に対し、適切な指導と支援を行う上で役立つように編纂しています。

④「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 共感からはじまる『わかる』授業づくり」

(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 平成 24[2012]年8月)

高等学校で学ぶ発達障がいのある生徒への指導・支援が重要となっている中、授業のユニバーサルデザイン化の観点から、発達障がいのある生徒を含めたすべての生徒にとって「わかる」授業づくりをテーマに研究を進め、その成果をとりまとめて授業に活かせるように編纂しています。

⑤「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための 社会参加をみすえた自己理解～『よさ』を活かす指導・支援～」(ジアース教育新社刊 大阪府教育委員会編著 令和2[2020]年9月)

発達障がいのある生徒の「社会参加」をテーマとして、高校卒業後の進路先での困りの軽減や、必要に応じて周囲に適切な支援を求める力の育成をめざし、生徒の自己理解の促進と、自尊感情や自己肯定感を大切にした指導・支援について、理論編、事例編、資料編の3部構成で編纂しています。

- ⑥『『通常の学級における発達障がい等支援事業』実践研究のまとめ～すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり～』(大阪府教育委員会 平成 27〔2015〕年 6 月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/tsuiyo/index.html>

- ⑦『『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり～支援教育の視点を踏まえた学校経営のあり方について～』(大阪府教育委員会 平成 31〔2019〕年 3 月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180060/shienkyoiku/shienkyouikunositen/index.html>

この冊子では、文部科学省委託事業「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業」における研究指定校での実践事例を紹介するとともに、各校に共通する課題から支援教育の視点を踏まえた学校経営を構築するためのポイントをまとめ、提案しています。

- ⑧「通級による指導実践事例集（中学校・高等学校）」(大阪府教育委員会 令和 2〔2020〕年 3 月)

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/9221/sidoujixtusenn_1.pdf

本事例集は、令和元年度文部科学省委託事業「発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業」の拠点校で取り組んだ通級による指導の実践をまとめています。

★CHECK④★

「色覚に関する指導の資料(文部科学省編)」(文部科学省 平成 15〔2003〕年)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180070/hokentaiku/hoken/sikikaku.html>

色覚についての理解が進み、所見ありとされる児童生徒でも、学校生活に支障がないという認識のもとに平成 15 年から学校における定期健康診断の必須項目から色覚検査が削除されました。このことは色覚に所見のある児童生徒に、教育上まったく配慮が必要ないということではありません。教職員は色覚について正しく理解し、学習・進路指導等において適切な指導を行う必要があることから文部科学省が平成 15 年に作成し、全国の教職員に配布しました。

★CHECK⑤★

- ①「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」(大阪府教育センター 平成 20〔2008〕年 5 月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第 2 章では、クラスづくりの進め方とともに、子どもたちに使えるワークや実践のエピソードが紹介されています。

- ②「OSAKA人権教育ABC Part3 ー集団づくり [探究編]ー」(大阪府教育センター 平成 21〔2009〕年 3 月)

「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり [基礎編]ー」にまとめたことを発展させて、授業や人権学習を通した集団づくり、行事をはじめとするすべての教育活動を通した集団づくり、集団づくりを進めるための教職員集団等のネットワークづくり、絵本を活用した集団づくりなどについて説明するとともに、集団づくりに関連する絵本リストをまとめています。また、大阪府内の実践を収集して、子ども用の教材や教職員用のワーク等として掲載しています。

★CHECK⑥★

①「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

すべての子どもたちが、安全に安心して学校生活を送ることができるよう、様々な人権課題の理解を深めるとともに、課題の解消に向けた取組みを進めるための教職員用研修資料です。

②「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」リーフレット(大阪府教育委員会 平成 29[2017]年 11 月)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/gakkyuudukuri/page.html

子どもたちが自分の思いを伝え、お互いのよさや違いを認め合うことができる学級づくりを進めるために、子どもの発達段階に応じた系統性のある年間を通しての活動例や、すぐに使える教材や資料を紹介しています。

★CHECK⑦★

①小冊子「クラス・学級 集団づくりガイドブック」(大阪府教育センター 令和2[2020]年3月)

https://www.osaka-c.ed.jp/category/forteacher/pdf/syudandukuri_handbook.pdf

経験年数の少ない教職員を対象とした資料です。2年めの担任が抱く素朴な質問に先輩教員が答える形で、STEP1「集団づくりについて知っていますか」、STEP2「集団づくりを始めよう」、STEP3「集団の質を高めよう」の3章で構成されています。集団づくりの具体的な取組みや実践から理解を深め、どの子どもも安心して過ごすことのできる集団づくりについて考えることのできる資料となっています。

②「大阪府教育センター人権教育研修動画シリーズ『一人ひとりの子どもを大切にする集団づくり』」

(大阪府教育センター 令和6[2024]年3月)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/douga/page.html

「集団づくり」ときくと、集団としてのまとまりをめざしたり、行事の成功をイメージする人もいますが、本来の集団づくりは、一人ひとりの成長のために行うものです。集団づくりに関して正しく理解し、どのようなクラス・学級をめざすべきなのか、そのためにはどのような取組みが必要かをお伝えする動画です。

【補足と発展】

学級には、さまざまな人権上の課題と向き合っている子どもたちがいます。そのため教職員は[人権教育推進プラン](#)に示されている人権上の課題についても、正しく認識することが必要です。このハンドブックで取り上げている内容、紹介している関連資料等を参考にして、さらに広げて学習してください。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉(大阪府教育委員会 平成 30[2018]年3月改正)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◆ 我が国における様々な人権問題として、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題(部落差別)、在日外国人、性的マイノリティ等に係る人権問題を取り上げたあと、「人権問題は、以上の範囲にとどまらず、また、固定的なものではなく、『人権教育・啓発に関する基本計画』に記載されている、アイヌの人々の人権問題、HIV感染者・ハンセン病患者等の人権問題、刑を終えて出所した人の人権問題、犯罪被害者等の人権問題、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題など、社会の変化とともに、様々な形で新たに発生する可能性のある問題でもあるとの認識に立つことが重要である。」と結んでいる。[1-(1)]
- ◆ また、1-(3)-ア「人権及び人権問題を理解する教育」、1-(3)-イ「教育を受ける権利の保障」、1-(3)-ウ「人権が尊重された教育」の項は、必ず読んでほしい。

〈大阪府人権教育推進計画〉（令和4〔2022〕年9月改定）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070020/jinken/suishinkeikaku/>

- ◆ 「大阪府人権施策推進基本方針」に示されている「人権意識の高揚を図るための施策」を着実に推進するための計画。「人権啓発や同和教育の成果を発展させ、人権に関する学習の機会を、学校、職場、地域などで一層充実させるとともに、従来の知識習得型の学習から、人権に関する知識が態度や行動に結びつくような実践的な学習へと転換を図ります」という、「大阪府人権施策基本方針」の施策の方向を踏まえた計画となっている。
〔計画のあらまし〕
 - 1 人権教育の推進
 - 2 人権教育に取り組む指導者の養成
 - 3 府民の主体的な人権教育に関する活動の促進
 - 4 人権教育に関する情報収集・提供機能の充実
- ◎ 家庭や学校、地域、職場等あらゆる機会や場をとらえて、人権及び人権問題に係る知識を深めるだけではなく、人権侵害を生み出すおそれのある慣習や社会の仕組み等への気付きを促すとともに、人権問題の解決に資する技能と態度が身に付くような人権教育の取組に対する支援を行います。
- ◎ その際には、自己を肯定する自尊感情や、他者の立場や痛みを理解し、自己の権利とともに他者の権利を尊重することを学び身に付けることが、社会生活を営む上での基礎となるものであること、及び幼少期から生命の尊さや人の人たる道に気付かせ、豊かな情操や思いやりを育み、お互いを大切にする態度と人格を培うことは、その後の成長に応じた人権教育を実効的なものとする上で大きな役割を果たすものであることを踏まえます。
- ◎ また、人権教育が効果を上げるためには、まず、その教育の場自体において人権尊重が徹底され、人権尊重の精神が確立されている環境であることが求められることについて、理解を促します。〔3－1－(1)〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成 20 年 3 月）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◆ 「人権が尊重される授業づくりの視点例」が紹介されている。授業中には、児童生徒の発言や活動の様子を観察し、学習過程でのつまづきに伴う不安を受容して解決の見通しを示すなど、常に、受容的・共感的な姿勢・態度で接することが求められる。さらに、児童生徒が有用感・成就感を実感できるよう、互いのよさや可能性を認め合う活動を意図的に仕組んでいくことも大切である。〔実践編 I－1. 参考〕
- ◎ 人権教育が効果を上げるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。〔第 I 章－1. ー(5)〕
- ◎ 自分と他の人の大切さが認められるような環境をつくることが、まず学校・学級の中で取り組まなければならない。〔第 I 章－2. ー(2)〕
- ◎ [自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるために必要な人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。このような人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。〔第 I 章－2. ー(2)〕
- ◎ 人権教育の推進を図る上では、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければならない。学校においては、的確な児童生徒理解の下、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要がある。そのために、教職員においては、例えば、児童生徒の意見をきちんと受けとめて聞く、明るく丁寧な言葉で声かけを行うことなどは当然であるほか、個々の児童生徒の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接していかなければならない。また、特に、児童生徒が、多くの時間を過ごすそれぞれの学級の中で、自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成していけるようにすることが重要であり、このような観点から学級経営に努めなければならない。〔第 II 章－第 1 節－1. ー(4)〕